

子ども・子育て支援金制度について

○ 子ども・子育て支援金制度の創設（※ こども家庭庁資料より抜粋）

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。

子ども・子育て支援法

政府は、支援納付金対象費用(※)に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

(※ 支援納付金対象費用)

- 出産・子育て応援給付金の制度化(妊婦支援給付金)
- 共働き・共育を推進するための経済支援(出生後休業支援給付金等)
- こども誰でも通園制度(乳児等支援給付)
- 児童手当 等

医療保険各法等

医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

【参考:国民健康保険料の場合】

<令和7年度まで>

基礎分	所得割	均等割
後期高齢者支援金分	所得割	均等割
介護納付金分	所得割	均等割



<令和8年度から>

基礎分	所得割	均等割
後期高齢者支援金分	所得割	均等割
介護納付金分	所得割	均等割
子ども・子育て支援金分	所得割	均等割